

取締強化期間

平成30年4月23日(月)～5月10日(木)

大阪税関においては、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器、テロ関連物資及び金の密輸阻止を目的として、本年4月23日(月)から5月10日(木)までの間を「取締強化期間」と位置付け、水際取締りを更に強化することとしました。

特に、金の密輸阻止については、「ストップ金密輸」緊急対策」として、現在、重点的に取り組んでいるところです。

皆様におかれましては、これら対策の趣旨をご理解のうえ、税関の審査・検査等の強化にご協力いただくとともに、不審な貨物を発見された場合、また、不審な情報を入手された場合には、税関密輸ダイヤルへ通報くださるようお願いいたします。



麻薬・拳銃・テロ関連物資の密輸阻止のため、
税関検査や情報提供などにご協力ください。



大 阪 税 関

密輸に関する情報などあれば、
下記までお電話ください。

密輸110番(フリーダイヤル)

0120-461-961

(24時間受付:携帯からでも無料)